

公立学校共済組合

任命処分取消等訴訟 ニュース 第1号

2005.9.21 発行：全教 生権・法制局

争点がはっきりしてきた！！

公立学校共済組合は、100万人に及ぶ公立学校教職員の医療、年金を中心に、福利厚生全般を担う重要な組織であり、その運営は、組合員の立場にたつて公正に行われる必要があります。ところが、公立学校共済組合運営審議会委員は、長年にわたり日教組など特定の団体に偏重し、全教の推薦者を不当に排除してきました。全教は、公立学校共済組合の運営の公正を確保するため、裁判に踏み切りました。この裁判では、運営審議会委員、理事の任命取消と国家賠償（損害賠償）を求めています。

- 第1回口頭弁論期日（5月11日）では -

原告側を代表して杉浦中央執行委員が陳述しました。杉浦中執の陳述では、組合員代表委員の全員が、日教組の中央役員及び全日教連の中央役員で占められていることや、日教組及び全日教連の役員改選に伴って運営審議会委員が交代している事実を指摘し、任命の不公正を訴えました。

被告側からは答弁書、乙1号証（公立学校共済組合定款）、乙2号証（公立学校共済組合運営規則）が提出されました。

傍聴行動には、全教・日高教本部、都教組から36名の参加がありました。

- 第2回口頭弁論期日（7月6日）では -

被告側の答弁書において釈明を求められた事項（原告適格、特定団体独占による弊害等）について、原告側は準備書面（1）で回答しました。そのうえで、被告側の任命権濫用による不法行為を主張しました。

原告側代理人は、組織の民主主義のそもそも論、組織運営に対しての民主的・法的コントロールの重要性、行政事件訴訟法改正（原告適格の拡大）の趣旨などについて、原告準備書面（1）を弁論で補足しました。

傍聴行動には、全教・日高教本部、都教組、埼教組から合計12名の参加が

ありました。

国側が事実上の団体推薦を認める！

- 第3回口頭弁論期日(9月14日)では -

被告側から被告準備書面(1)が提出されました。そのなかで、運営審議会委員の任命について、事実上の団体からの推薦が慣例としてなされていたことを認め、政治的・道義的責任はあるとしています。ところが「制度」としての推薦、法的責任は否定するという態度にでています。

しかし、被告側が認める事実上の推薦、慣例が「制度」として存在しているのではないか、責任の内容が政治的・道義的責任にとどまるか、法的責任まで問えるのかが、まさに争点となります。原告側は証拠を積み上げて法的責任を追及していきます。

また、被告側は、被告準備書面(1)において、任命取消請求については、まず訴え却下(原告適格の否定)を求め、それが認められなかったときは請求棄却を求めています。国家賠償請求(損害賠償請求)については、請求棄却を求めています。

なお、被告側から、行政事件訴訟法の改正の趣旨を立証するため、乙3号証(第159回国会衆議院法務委員会議録第22号)が提出されました。

傍聴行動には、全教・日高教本部、都教組、都障教組、埼教組から合計25名の参加がありました。

旺盛な署名の取組みを！

公正な裁判を求める署名は、1,179筆が全教本部に届けられています。全教の組合員数からみて、どんなに少なくとも最低3万筆は集めなければ、裁判所に提出しても有効な力になりません。裁判上の争点がはっきりしてきた今、旺盛な署名活動への取組みが求められています。地方確定闘争その他、課題が多い状況のなかですが、この署名への取組み強化をお願い致します。

次回期日は、11月18日(金) 13時10分～ です。